

ID: 28

担当部署: 総合政策部 プロジェクト推進課

処分の概要	退去命令		
例規名 根拠条項	真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスの設置及び管理条例 第8条第3項		
例規番号	平成12年条例第7号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (禁止行為等)</p> <p>第8条 何人も勤労者研修交流施設において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をすること。</p> <p>(2) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある物又は動物を携帯すること。</p> <p>(3) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれがある行為をすること。</p> <p>(4) 許可なく物品の宣伝、販売その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示すること。</p> <p>(6) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げる行為に準ずる行為であって、勤労者研修交流施設の正常な運営を妨げる行為をすること。</p> <p>2 何人も勤労者研修交流施設の利用に当たっては、その良好な運営を維持するため、指定管理者の係員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項各号のいずれかに違反した者又は前項の指示に従わない者に対し、勤労者研修交流施設からの退去を命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 総合政策部 プロジェクト推進課

処分の概要	退去命令		
例規名 根拠条項	真岡市健康増進施設真岡井頭温泉の設置及び管理条例 第7条第3項		
例規番号	平成8年条例第11号		
【基準】	<p>第7条の規定による。 (禁止行為等)</p> <p>第7条 何人も真岡井頭温泉において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をすること。</p> <p>(2) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある物又は動物を携帯すること。</p> <p>(3) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれがある行為をすること。</p> <p>(4) 許可なく物品の宣伝、販売その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示すること。</p> <p>(6) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げる行為に準ずる行為であって、真岡井頭温泉の正常な運営を妨げる行為をすること。</p> <p>2 何人も真岡井頭温泉の利用に当たっては、その良好な運営を維持するための指定管理者の係員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項各号のいずれかに違反した者又は前項の指示に従わない者に対し、真岡井頭温泉からの退去を命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日